

独立行政法人労働者健康安全機構の中期計画(案)の概要

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

- I 労働者の健康・安全に係る業務の質の向上に関する事項
- 1 勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等
- ・労働安全衛生総合研究所が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と、労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による効果を最大限発揮できる研究として、以下の5分野に取り組む。
- | | |
|-----------------|---|
| ①過労死等関連疾患(過重労働) | 過労死等の危険因子(労働要因、生活要因、健康状態等)やそれと疾患との関連の解明・効果的な予防対策等に資する研究を行う。 |
| ②石綿関連疾患(アスベスト) | 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化に資する研究を行う。 |
| ③精神障害(メンタルヘルス) | 職場復帰のプロセス等に関する調査研究を実施し、メンタルヘルス不調の予防のための方策及び精神障害に罹患した労働者の職場復帰を促進する要因を検討する。 |
| ④せき損等(職業性外傷) | せき損等の職業性外傷の疾病研究を踏まえ、予防策、モデル医療の策定及び生活支援策の検討を行う。 |
| ⑤産業中毒等(化学物質ばく露) | 産業中毒事案の原因究明や対応策の検討を行う。 |
- ・統合に際し、研究試験企画調整部(仮称)を本部に設置し、統合後の新法人における研究・試験等について、機動的かつ機能的に実施できるよう、当該部門において総合的な企画調整を行う。
- ・労働者の健康・安全に係る重点的な研究の実施
- ・労災疾病等に係る研究開発の推進
- 2 労働災害の原因の調査の実施
- 3 化学物質等の有害性調査の実施
- 4 成果の積極的な普及・活用
- 5 研究成果等を踏まえた勤労者医療の中核的機関としての役割の推進
- 6 研究成果等を踏まえた産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供
- 7 研究成果等を踏まえた治療と就労の両立や円滑な職場復帰支援の推進等
- 8 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等
- 9 地域の中核的医療機関としての役割の推進
- 10 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進
- II 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項
- 1 未払賃金の立替払業務の着実な実施
- 2 納骨堂の運営業務

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1 業務の合理化
 - ・法人全体として統合効果を発揮し、中期目標期間中に管理部門で1割程度を削減する等、運営体制の合理化を行う。
- 2 機動的かつ効率的な業務運営
- 3 一般管理費、事業費等の効率化
 - (1)業務運営の効率化に伴う経費節減等
 - (2)適正な給与水準の検証・公表
 - (3)契約の適正化

第3 予算、収支計画及び資金計画

- 1 外部研究資金の活用等
- 2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施
- 3 労災病院の経営改善
- 4 本部事務所の移転
- 5 保有資産の見直し 等

第4 短期借入金の限度額

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは
その計画

第7 剰余金の使途

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

- ・ 人事に関する計画
- ・ 施設・設備に関する計画 等

第9 その他業務運営に関する重要事項

- ・ 内部統制の充実・強化
- ・ 情報セキュリティ対策の推進 等